

公益財団法人日本自転車競技連盟
UCI チーム登録選手の国内チーム活動に関する特例規程

(定義)

第1条 本規程において、以下の用語は次の意味を有する。

1. 「UCI チーム」 - UCI に登録されたロード競技チーム (UCI WorldTeam、UCI ProTeam、UCI Continental Team、UCI Women's WorldTeam、UCI Women's Pro Team 及び UCI women's continental team を含む) をいう。
2. 「国内チーム」 - JCF 傘下団体に登録された次の競技チームをいう。
 - (1) 大学チーム - JICF (日本学生自転車競技連盟) 又はその加盟団体に登録された大学を母体とするチーム
 - (2) 高校チーム - 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部 (高体連) 又はその加盟団体に登録された高等学校を母体とするチーム
3. 「対象選手」 - UCI チームに登録され、かつ JCF が発行するライセンスを保持する選手をいう。
4. 「対象大会」 - JCF がその年のナショナルカレンダーに登録した国内競技大会をいう。

(国内チームでの活動の許可)

第2条 対象選手は、本規程に定める条件を全て満たす場合に限り、国内チーム (大学チーム又は高校チーム) のメンバーとして対象大会に参加することができる。

- 2 本条の適用は、JCF ナショナルカレンダーに登録された対象大会に限る。ナショナルカレンダー外の国内競技大会における対象選手の参加可否については、当該大会の主催団体規定並びに対象選手と UCI チームとの契約に従う。
- 3 対象選手は、国内クラブチームその他の JCF 傘下チーム (大学チーム及び高校チームを除く) のメンバーとして対象大会に参加してはならない。
- 4 本条に基づく国内チームでの活動は、UCI チームへの登録に影響を及ぼさず、対象選手の UCI チームにおける登録は継続するものとする。
- 5 対象選手は、同一シーズンにおいて、本規程に基づき活動する国内チームを一つに限るものとする。

(UCI チームの事前書面同意)

第3条 対象選手が国内チームのメンバーとして対象大会に参加するためには、所属 UCI チームの代表者による事前の書面同意を得なければならない。

- 2 同意書には以下の事項を含むものとする。
 - (1) 活動を許可する対象シーズン
 - (2) 活動を許可する国内チーム (大学チーム又は高校チーム)
 - (3) 対象大会における当該国内チームのジャージ着用の許諾
 - (4) その他 UCI チームが付す条件 (ある場合)

(届出)

第4条 対象選手又はその所属 UCI チームは、国内チーム活動の開始前に、以下の書類を JCF に届け出なければならない。

- (1) 第3条に定める UCI チームの同意書の写し
- (2) 対象選手の UCI チーム登録を証する書類の写し
- (3) 対象選手の JCF ライセンスの写し
- (4) 国内チーム代表者による受入確認書
- (5) 対象選手の当該大学又は高等学校への在籍を証する書類

2 JCF は、届出を受理した場合、JICF、高体連及びその他の関係団体に対し、当該届出の内容を通知するものとする。

(適用大会の範囲)

第5条 本規程に基づく国内チームのメンバーとしての参加は、JCF ナショナルカレンダーに登録された対象大会に限り認められる。

- 2 UCI インターナショナルカレンダーに登録された大会においては、対象選手は所属 UCI チームのメンバーとしてのみ参加できるものとし、国内チームのメンバーとして参加することはできない。
- 3 対象選手の所属 UCI チームが当該大会にエントリーしている場合、当該大会が UCI カレンダー登録大会であるか否かを問わず、対象選手は国内チームのメンバーとして参加することはできない。

(ジャージ及びスポンサー表示)

第6条 対象選手が対象大会に国内チームのメンバーとして参加する場合、当該国内チームのジャージを着用するものとする。

- 2 前項の適用にあたっては、第3条に定める UCI チームの同意書においてジャージ着用が許諾されていることを要する。
- 3 UCI チームのスポンサーとの競合が生じる場合の取扱いは、UCI チームと国内チームの間の協議により定めるものとする。

(JCF 強化指定選手に関する特則)

第7条 JCF 強化指定選手が対象選手であり、かつ大学又は高等学校に在籍する場合、JCF 強化委員会（又は JCF が指定する部会）は、強化プログラムの一環として、当該選手が活動する国内チームを指定することができる。

- 2 前項の場合、JCF 強化委員会が国内チームの指定を行ったことをもって、第4条に定める届出における国内チーム代表者の受入確認書に代えることができる。
- 3 JCF 強化指定選手については、JCF が当該選手の所属 UCI チームとの間で包括的な同意を取り付けることができる。この場合、個別の大会ごとの同意は不要とする。

(届出の管理)

第8条 JCFは、本規程に基づく届出を受理した場合、対象選手、所属 UCI チーム名、活動する国内チーム名及び対象シーズンを記録し、管理するものとする。

2 JCFは、JICF、高体連、JBCF その他の JCF 傘下団体に対し、本規程に基づく届出状況を共有するものとする。

3 JCFは、UCI から照会があった場合、本規程及び届出状況について速やかに回答するものとする。

(違反及び措置)

第9条 本規程に定める要件を満たさずに国内チームのメンバーとして対象大会に参加した場合、当該選手の当該大会における成績は取り消されるものとする。

2 第2条第3項に違反し、対象選手が国内クラブチームその他の JCF 傘下チーム（大学チーム及び高校チームを除く）のメンバーとして対象大会に参加した場合についても、前項を準用する。

3 前各項の場合、JCFは当該選手及び国内チームに対し、JCF 規程に基づく処分を行うことができる。

4 本規程に基づく活動が UCI チームとの契約に違反する場合の責任は、対象選手及び国内チームが負うものとし、JCFはその責任を負わない。

(施行及び経過措置)

第10条 本規程は、令和8月6月3日から施行する。

2 本規程の施行前に、UCI チームに登録された選手が大学チーム又は高校チームのメンバーとして国内競技大会に参加していた場合、当該活動は本規程の施行日から〇か月以内に第4条に定める届出を行うことにより、遡及的に本規程に基づく活動として取り扱うものとする。

附 則

1 本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

様式1：UCI チーム同意書（ひな形）

同 意 書

年 月 日

〔UCI チーム名〕（以下「当チーム」という。）は、以下の選手が下記の条件のもと、日本国内の大学チーム又は高校チームのメンバーとして、JCF ナショナルカレンダーに登録された国内競技大会に参加することに同意する。

選手名： _____

UCI チーム登録番号： _____

UCI カテゴリ： ☐ Elite ☐ U23 ☐ Junior（女子トレイニー登録のみ）

参加チーム種別： ☐ 大学チーム ☐ 高校チーム

参加チーム名： _____

選手の在籍確認： ☐ 上記選手は当該大学/高等学校に在籍中である

対象シーズン： [] 年 1 月 1 日～12 月 31 日

同意条件：

1. 当該大学/高校チームのジャージ着用を許可する： はい / いいえ
2. 以下の期間に限定する（該当する場合）：

期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

3. その他の条件：

UCI チーム代表者署名： _____

氏名： _____

役職： _____

様式 2 : JCF への届出書 (ひな形)

UCI チーム登録選手の国内チーム活動届出書

届出日: 年 月 日

届出者: ☐ 対象選手本人 ☐ 所属 UCI チーム ☐ 国内チーム

1. 対象選手情報

氏名: _____

生年月日: _____

JCF ライセンス番号: _____

所属 UCI チーム名: _____

UCI チーム登録番号: _____

UCI カテゴリ: ☐ Elite ☐ U23 ☐ Junior (女子トレイニー登録のみ)

2. 国内チーム情報

チーム種別: ☐ 大学チーム ☐ 高校チーム

チーム名: _____

登録団体: ☐ JICF (学連) ☐ 高体連 ☐ その他 (_____)

チーム代表者名: _____

選手の在籍状況: ☐ 当該大学/高等学校に在籍中

3. 活動予定

対象シーズン: [] 年 1 月 1 日 ~ 12 月 31 日

参加予定大会 (JCF ナショナルカレンダー登録大会のみ記載): _____

4. 添付書類

☐ UCI チーム同意書 (様式 1) の写し

☐ UCI チーム登録証明書の写し

☐ JCF ライセンスの写し

☐ 大学/高校チーム代表者による受入確認書

☐ 在籍証明書 (学生証の写し等)

5. JCF 強化指定選手の場合

☐ JCF 強化指定選手である

☐ JCF 強化委員会による国内チーム指定を受けている

届出者署名: _____